

TIMEWORK 加盟店規約

本規約は、TIMEWORK合同会社の提供する本サービスのご利用にあたり、運営者と加盟店との間の契約関係を定めるものです。

第1条 定義

本規約において用いる語句の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、本サイトを通じて、スペースを時間単位で貸したいシェアオフィス・貸会議室事業者と、スペースを時間単位で借りたい利用企業の利用者とはマッチングするプラットフォームのサービスをいいます。
- (2) 「本サイト」とは、運営者または運営者が業務委託した者が運営する本サービスのウェブサイトおよび専用システムをいいます。
- (3) 「スペース」とは、加盟店が運営するシェアオフィス・貸会議室のうち、オープンスペースの一部ないし全部の区画または会議室等（付加されるサービスも含む）であって、本サイトに情報が掲載されるものをいいます。
- (4) 「加盟店」とは、シェアオフィス・貸会議室事業を運営し、本サービスに対し、継続的にスペースの情報を提供する事業者をいいます。
- (5) 「運営者」とは、本サービスおよび本サイトの運営者としての、TIMEWORK合同会社またはTIMEWORK合同会社が業務委託した法人をいいます。加盟店はTIMEWORK合同会社が本サービスおよび本サイトの運営にかかる業務の一部または全部をTIMEWORK合同会社が適当と認める第三者に委託することができることをあらかじめ了承するものとします。
- (6) 「利用企業」とは、運営者との契約に基づき、登録した利用者において本サービスを利用可能とされる法人をいいます。
- (7) 「利用者」とは、利用企業の使用者または従業員のうち、利用企業が本サイト上であらかじめ登録をした個人を個別に（または文脈により総称して）いいます。
- (8) 「TIMEWORK会員番号」とは、利用者毎に個別に割り振られる固有の番号をいいます。
- (9) 「本サービス加盟店契約」とは、運営者と個々の加盟店との間において成立する、本規約に基づく本サービスの利用に関する契約をいいます。

第2条 本サービスについて

1. 本サービスの主な流れは次のとおりです。
 - (1) 利用企業は、運営者との契約締結後、運営者が本サイト上の必要な設定を行った後に、本サイト上で利用者の登録を行います。
 - (2) 加盟店は、本サイト上にスペースの基本情報およびスペースの空席・混雑情報を掲載します。
 - (3) 利用者は原則として本サイトに掲載されたすべてのスペースを、それぞれにつき設定された本サイトに掲載された料金で利用でき、利用企業は運営者を通じて加盟店に対して利用者によるスペースの利用に応じたスペース利用料を支払います。
 - (4) 運営者は、加盟店に対し、スペースの利用状況に応じ、本規約に定める一定の算式によって計算された分配金（スペース利用料から本サービスの利用料を控除したもの）を支払います。
2. 利用者に対してスペースを提供する主体は個々の加盟店となります。スペースの利用に関する契約は加盟店と利用企業および利用者との間で直接締結されるものであり、加盟店は、利用企業および利用者に対し、自己の費用および責任において、適切なスペースを提供しなければなりません。なお、加盟店は別紙「加盟店チェック項目」の各項目を満たしている必要があります。

第3条 加盟店登録

1. 加盟店となるには、本規約に同意の上、運営者に対し所定のTIMEWORK加盟店登録申込書（書面、電磁的記録その他の運営者の定めるもの。以下「申込書」といいます。）を提出し、運営者による登録申込みの承認を受ける必要があります。

2. 運営者は、加盟店となろうとする事業者に対し、個々のスペース単位で登録申込みの承認または不承認を通知します。運営者が登録申込みの承認の通知を発信した時点で、加盟店と運営者の間には当該承認に係るスペースを対象とする本サービス加盟店契約が成立します。
3. 運営者は、次の事項が認められる場合、加盟店となろうとする事業者の登録申込みを不承認とします。なお、運営者は、この不承認の判断を個々のスペース単位で行います。運営者は、加盟店となろうとする事業者に対し、不承認の通知をする場合であっても、当該不承認の理由を示す必要はないものとします。
 - (1) 加盟店となろうとする事業者が提供するスペースが、運営者が求める水準、機能および安全性を下回ると運営者が判断した場合
 - (2) 加盟店となろうとする事業者が、本サービスにおいて求められる作業等を実施することについて、その設備および人員から困難であると運営者が判断した場合
 - (3) 加盟店となろうとする事業者が提供するスペースが、法律および法令等に違反したり、第三者の権利を侵害したりしている可能性がある場合
 - (4) 加盟店となろうとする事業者が反社会的勢力に関与しているおそれがある場合
 - (5) 加盟店となろうとする事業者が本サービスに提供できると見込まれるスペースが著しく狭い場合
 - (6) その他、運営者が合理的な理由に基づき、申込みを承認できないと判断した場合

第4条 アカウントの登録等

1. 加盟店は、本サイトの利用にあたって、システム管理者を予め選任し、システム管理者の氏名および連絡先等を申込書に記載して運営者に通知するものとし、システム管理者の変更の場合は、速やかに運営者が定める方法にて通知するものとします。なお、加盟店は、システム管理者を同時に2名まで選任できるものとします。
2. 運営者は、第3条第2項に定める本サービス加盟店契約の成立の後、所定の内部手続を経た上で、加盟店に対し、遅滞なくシステム管理者用IDおよびシステム管理者用パスワードを通知するものとします。
3. システム管理者は、本サイトの利用権限の設定ならびにIDおよびパスワードの発行・管理を行うものとし、本サイトの利用権限を設定できるユーザーの範囲は、加盟店の役職員および事前に運営者が承認した加盟店の業務委託先に限られるものとします。なお、加盟店は運営者が要請した場合、本サイトの利用権限の設定を受けたユーザーの名称等の情報を運営者に報告するものとします。
4. 加盟店は、本サービス利用にあたり加盟店が負担する義務を加盟店の責任においてシステム管理者ならびに本サイトの利用権限の設定を受けたユーザーに遵守させるものとします。運営者は、システム管理者に係るIDまたはパスワードおよび本サイトの利用権限の設定を受けたユーザーに係るIDまたはパスワード（以下総称して「本サイトに係るIDまたはパスワード」といいます。）を利用して行われた一切の行為を、当該加盟店の行為とみなすことができ、加盟店は、その義務違反について一切の責任を負うものとします。
5. 加盟店、システム管理者および本サイトの利用権限の設定を受けたユーザーは、本サイトに係るIDおよびパスワードを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
6. 加盟店は、本サイトに係るIDまたはパスワードの漏洩があった場合、またはこれらが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに運営者にその旨を連絡するとともに、運営者からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第5条 情報の掲載

1. 本サイトには、スペースの名称、所在およびサービス等の基本情報ならびに利用時間単価（以下総称して「スペース基本情報」といいます。）、ならびに、スペースの空席・混雑情報が掲載されます。
2. 加盟店は、第4条第2項に定めるシステム管理者用IDおよびシ

システム管理者用パスワードの通知を受けた後速やかに、運営者の指示に従って、加盟店用の管理画面においてスペース基本情報を入力します。

3. 加盟店は、本サイトに掲載されたスペース基本情報に誤りがないこと、および、著作権等の第三者の権利を侵害するものではないことを運営者に対して表明し保証します。
4. 加盟店は、加盟店登録時および毎月1日、運営者が別途定める方法で、先2カ月分の（その時点で判明している）スペースの営業日を本サイト上に掲載するものとします。
5. 加盟店は、スペースの営業日・空席・混雑情報に変更があった場合、随時、本サイト上の営業日・空席・混雑情報を修正し、営業日・空席・混雑情報を常に最新かつ正確な状態に維持しなければなりません。

第6条 スペースの実利用

1. 加盟店は、利用者が来店した場合、以下各号に従って認証するものとします。なお、加盟店は、利用者から直接スペース利用料を徴収しないものとします。
 - (1)オープンスペースなど、利用者が予約を要さず利用するスペース
利用者は、加盟店が施設内に掲示する本サイト所定のQRコード（以下相称して「認証コード」といいます。）を、利用者が持参する本サイトの読み取り機能により読み取ることで、利用開始を認証します。加盟店は、利用者に対し、加盟店が備える利用ルールおよび加盟店が本サイトに掲載した利用条件に従って、スペースを利用させます。利用者が利用を終了する際も、利用開始時と同一の認証コードを利用者が持参する本サイトの読み取り機能で読み取るにより利用終了を認証するものとします。ただし、何等かの理由によりシステムによる認証ができなかった場合、加盟店は当該利用者の所属する利用企業、当該利用者のTIMEWORK会員番号、利用開始および終了時間を記録し、運営者に報告するものとします。なお、TIMEWORK会員番号は利用者が持参した本サイト上に掲載があります。
 - (2)会議室等、利用者が予約を行った上で利用するスペース
利用者によるスペースの予約登録後、加盟店および利用者が発行される共通の予約番号の確認による認証、もしくは前号と同様の認証を行うものとします。
2. 利用者が、本サイトにおいてスペースを予約したうえで、加盟店に来店したにもかかわらず、加盟店がスペースの提供をできない事態が発生した場合、加盟店は速やかに運営者が定める方法により、当該事態の発生を報告しなければなりません。また、この場合、当該加盟店は、ペナルティとして、当該利用者が予約していたスペースおよび時間に要する利用料の3倍を運営者に支払うものとします（但し、戦争、暴動、労働争議、天災地変（地震、噴火、洪水、津波等）、火災、その他の非常事態の発生等やむをえない場合においては除きます。）。運営者は、このペナルティを第7条記載の分配金と相殺する方法で徴収することができるものとし、仮に相殺した後のペナルティの残額がある場合には、当該加盟店は運営者が別途指示する方法により当該ペナルティの残額を運営者に対して支払うものとします。
3. 利用者が、本サイトにおいて空席を確認したうえで、（スペースを予約することなしに）加盟店に来店したにもかかわらず、満席等の理由でスペースの提供ができない事態が発生した場合、加盟店は速やかに運営者が定める方法により、当該事態の発生を報告しなければなりません。
4. 前二項に記載する事態が頻発した場合、運営者は加盟店の登録を解除することができるものとします。

第7条 スペース利用料、分配金

1. 加盟店は、本サイト上に登録することにより、個々のスペースのスペース利用単価を、任意に設定および変更できるものとします。
2. 利用者がスペースを実際に利用した時点または利用者がスペースの予約をした時点のいずれか早いほうの時点で、当該利用者および利用企業と当該加盟店との間で、当該スペースの利用契約が成立したものとします。なお、利用者がスペースを予約したものの（事前に予約の変更ないしキャンセルを行うこと

なく）予約時間の一部または全部においてスペースを実際には使用しなかった場合であっても、利用企業は成立した利用契約に従ったスペース利用料の支払い義務を負うものとします。

3. 利用者のスペース利用料は以下のとおりです。
 - (1)オープンスペースなど、利用者が予約を要さず利用するスペース
「利用者（同伴者を含む）の利用実績時間×該当加盟店が本サイト上で設定したスペース利用単価」
※利用者による加盟店の利用実績は第6条（スペースの実利用）に定める利用開始および利用終了の認証手続きにより算出され、運営者が利用開始時間もしくは利用終了時間を確認できない場合には、加盟店との関係においては、利用者がスペースを利用した時間を15分として算出するものとします。また、利用開始時間および利用終了時間を確認できず、当該利用者のTIMEWORK会員番号を確認することができない場合には、スペース利用がなかったものとみなします。
※個々の利用における利用実績時間は1分単位で計算し、1分未満の利用は切り上げて算出します。
※算出された金額に1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てます。
 - (2)会議室等、利用者が予約を行った上で利用するスペース
「利用者の利用実績時間×該当加盟店が本サイト上で設定したスペース利用単価」+「オプション利用料」+「キャンセル料金」
※会議室等について、各加盟店が本サイト上でキャンセル料金を設定している場合において、利用者が予約した会議室等の予約の一部または全部をキャンセルしたときは、利用企業はこのキャンセル料金も支払うものとします。
4. 加盟店は、運営者に対して、スペース利用料の集金を委託し、運営者はこれを受託します。運営者が加盟店に支払う分配金は、スペース利用料から本サービスの利用料を控除したものとし、その算定方法は次のとおりとします。
「該当加盟店における利用者のスペース利用料総額のうち、利用企業から運営者に対して実際に支払いがあった金額×70%」
5. 運営者は、毎月20日を締め日として、各加盟店に関する前月の21日以降当月20日まで（以下「当月」といいます。）の分配金の額を記載した支払通知書を、翌々月5営業日までに加盟店に送付します。なお、分配金額の明細については本サイトにて確認するものとします。
6. 加盟店は、前項より送付された支払通知書の内容に異議がある場合、支払通知書受領日から5日以内に、運営者に対し不服内容に関する通知を運営者の指定する方法により行わなければならないとします。
7. 運営者は、加盟店から支払通知書の内容に関する異議がない範囲において、当月分の分配金合計額を翌々月末日に加盟店指定の金融機関口座に振り込む方法で支払います。なお、振込手数料は運営者の負担とします。

第8条 問い合わせの対応

1. 運営者は、本サービスの内容、スペース利用料の支払い方法等に関する問い合わせおよび本サイトに関する問い合わせに対応します。
2. 前項の問い合わせがスペースに関するものであった場合、運営者は、利用企業または利用者に対し、当該問い合わせに係るスペースを運営する加盟店の連絡先（本サイト上に登録された内容とします。）を案内するものとします。

第9条 許諾・協力事項

1. 加盟店は、運営者に対し、利用企業および利用者のための資料（パンフレット、写真、加盟店の利用規則等。電子データを含みます。）を無償にて提供するものとし、提供した資料の内容に変更があった場合には直ちに無償にて再提供するものとします。なお、別途加盟店が運営者の定める方法による通知をした場合を除き、加盟店は、運営者が利用企業および利用者への案内および広告宣伝等のために当該提供資料および加盟店店舗に関連する商標を使用（複製、公衆送信、翻訳、改変等）す

- ることを予め許諾するものとします。
2. 運営者が加盟店に対し、運営者による利用企業の募集のためにスペースの見学・案内を要請した場合には、加盟店はこの要請に協力するものとし、運営者または運営者が指定した者にスペースを見学させ、必要に応じてスペースを案内するものとします。

第10条 秘密保持

1. 加盟店および運営者は、本サービスの利用に関連して知り得た秘密もしくは非公開である旨の表示がなされた上で、開示または提供された相手方の技術上、販売上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に対して開示、漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
 - (2) 加盟店または運営者が開示を行った時点で既に相手方が保有しているもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したものの
 - (4) 相手方からの開示以降に独自に開発されたもので、相手方からの秘密情報によらないもの
2. 秘密情報の開示または提供を受けた当事者は、当該秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を複製または改変することができるものとします。この場合、加盟店および運営者は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取扱うものとします。
3. 前各項の規定に関わらず、運営者は、本サービス遂行上運営者が必要と認めた場合には、第1条規定の委託先に対し、必要な範囲で、加盟店から事前の承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。ただし、運営者は委託先に本条にもとづき運営者が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。
4. 本条に定める秘密保持義務は、本サービス加盟店契約終了後も存続します。
5. 運営者は、本サービスの運営から得られた成果および加盟店、利用企業または利用者からのフィードバックや提案等を、いかなる義務を負うこともなく、本サービスの向上の為に利用し、第三者へ公開できるものとします。ただし、加盟店の秘密情報を第三者に公開する場合は、本条に従って事前に加盟店の了承を得るものとします。

第11条 個人情報の管理

1. 運営者は加盟店に対し、スペース利用に訪れた利用者の所属する利用企業の名称および利用者のTIMEWORK会員番号を開示します。加盟店は、利用者に対し、本人確認のために身分証明書の確認・提示を求めることができます。ただし、加盟店は、自らのスペースとの直接契約の締結およびその勧誘を目的として確認・提示を求めてはなりません。
2. 加盟店は、利用者からまたは利用者の承諾を得た上で運営者から提供を受けた個人情報や自己の責任と費用をもって個人情報の保護に関する法律その他の法令、個人情報保護委員会規則、行政機関の定めるガイドライン等（以下総称して「個人情報保護法等」といいます。）に従って厳重かつ適切に管理しなければなりません。加盟店による個人情報の漏洩および違法利用その他の個人情報保護法等の違反について運営者は一切の責任を負いません。加盟店は加盟店による個人情報の取り扱いにつき運営者に一切迷惑を掛けないものとします。加盟店の個人情報保護法等の違反により、運営者が損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を被った場合、加盟店は直ちにこの損害を賠償するものとします。

第12条 免責

1. 運営者は、利用者に対して本サイトを通じてスペースの情報を提供するものであり、加盟店による利用者に対するスペースの提供については責任を負いません。スペースの提供者は加盟店であり、加盟店が利用企業および利用者に対してスペースの提

供に関する責任を負います。

2. 運営者は、加盟店が本サービスを利用することにより、一定の収益を得られることを何ら保証するものではありません。
3. 運営者は、スペース内で発生した盗難、事故、機器の故障、火災、雨漏りその他のトラブルについて、利用者、利用企業および加盟店に対して、一切責任を負いません。
4. 運営者は、利用者によるスペースの不正利用、器物損壊、その他利用者が加盟店に対して与えた損害について、加盟店に対し、一切責任を負いません。
5. 運営者は、加盟店に対し、第17条に基づいて本サービスの利用を一時的に停止し、または加盟店としての登録を解除した場合、これによって加盟店が被った損害・損失を補償しません。
6. 利用者がスペースを利用中に受けた損害およびトラブル等は、加盟店が責任をもって適切に処理するものとし、運営者は責任を負いません。
7. 運営者は、次の場合には、加盟店に事前の通知をすることなく、本サービスの中断または本サービスの運営自体の終了をすることができます。運営者は、これにより加盟店に生じた損害について、自らに故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
 - (1) 本サイトのシステム等の保守および障害対応によりやむを得ない場合
 - (2) 戦争、暴動、労働争議、天災地変（地震、噴火、洪水、津波等）、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) その他、運営者が合理的な理由に基づき本サービスの中断または終了が必要と判断した場合

第13条 損害賠償

1. 加盟店および運営者は、本サービスの利用にあたって相手方の責により損害を被った場合、相手方に対し当該損害の賠償を請求することができます。ただし、運営者の賠償責任は、当該損害の原因となった個々のスペースに関する本サービスの利用料（直前1年間に分配金として支払われた金額の累積額）に相当する額を上限とします。
2. 加盟店は、運営者による本サービスの提供に関して、利用者、利用企業、その他第三者からクレーム、損害賠償請求その他の請求または主張がなされた場合には、遅滞なく運営者に通知するものとします。
3. 加盟店は、加盟店による本サービスの利用に関して、利用者、利用企業、その他第三者からクレーム、損害賠償請求その他の請求または主張がなされた場合には、全て加盟店の責任と費用において解決するものとします。また、加盟店はかかる請求または主張に関して運営者が被った損害（弁護士費用、第三者から請求された賠償額を含みます。）および損失を賠償または補償するものとします。

第14条 有効期間・存続条項

1. 加盟店および運営者の間における本サービス加盟店契約の有効期間は、同契約成立日から同日の属する年の末日までとします。ただし、期間満了の1カ月前までに、加盟店または運営者から相手方に対し、同契約を終了する旨の通知（書面、電磁的記録その他の運営者の定めるもの。）がない場合は、同契約は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 加盟店および運営者は、本サービス加盟店契約の有効期間中であっても、相手方に対して解約の申入れの通知（書面、電磁的記録その他の運営者の定めるもの。）を行うことにより、通知日の属する月の翌月の末日をもって本サービス加盟店契約を解約することができます。ただし、通知日前までに利用者による利用の予約を受けた場合、当該顧客が予約されたスペースの利用またはキャンセルされるまで、本サービス加盟店契約は継続するものとします。
3. 本サービス加盟店契約中各条項に特に定めがある場合は当該条項に加え、第13条（損害賠償）、本条および第18条（準拠法

および裁判管轄)の各規定は理由の如何にかかわらず本サービス加盟店契約が終了した場合も有効に存続するものとします。

第15条 暴力団等の排除

1. 加盟店および運営者は、相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
 - (1) 自らまたは自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。本条において以下同じとします。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - (3) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 加盟店または運営者に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - イ 偽計または威力を用いて各相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
2. 前項のほか、加盟店は、運営者に対し、自らまたは自らの役員が直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないことおよび今後も行おう予定がないことを表明し保証するものとします。
 - (1) 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辭または法的な責任を超えた不当な要求等の行為。
 - (2) 運営者に対する業務妨害にあたる行為。
 - (3) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入および関係を構築する行為。
 - (4) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為。
 - (5) 反社会的勢力が加盟店の事業に関与する行為。
3. 運営者は、加盟店が前二項に違反していると合理的に判断したとき、また、加盟店は、運営者が第1項に違反していると合理的に判断したときは、相手方に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができ、相手方はこれに対し何ら異議を申し立てないこととします(以下解除した者を「解除者」、解除された者を「被解除者」といいます。)
4. 前項による解除の場合、解除により生じる損害について、解除者の被解除者に対する損害賠償の請求を妨げず、かつ解除者は被解除者に対し損害賠償責任を一切負わないものとします。

第16条 禁止事項

運営者は、加盟店に対し、次の各号の行為またはこれに類似する行為を禁止します。

- (1) 本サービス加盟店契約の契約上の地位およびこれに基づく権利義務を運営者の合意なしに第三者に譲渡すること。
- (2) 本サイトのサーバーやネットワークシステムに支障を与えること
- (3) 本サイトの不具合や障害を不正な目的で利用すること
- (4) 本サービスの運営を妨害すること
- (5) 運営者の事前の承諾なく、本サービスを利用してスペース予約を行った利用者、または、本サービスを利用するために来訪した利用者に対し、本サービスを介せずに直接スペースの利用に関する契約を締結すること、またはその勧誘をすること(ただし、スペースの利用に関する契約であっても、飲食物や物品の販売などスペースの利用に付随するサービスに係る契約であって、本サイトを經由しての契約および料金徴収が困難なものについてはこの限りではありません。)

第17条 登録解除

1. 運営者は、加盟店に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、催告を要せず、当該加盟店について本サービスの利用を一時的に停止し、または加盟店としての登録を解除することができることとします。
 - (1) 本規約に違反し、または第3条3項各号のいずれかに該当すると運営者が判断した場合において、その是正を求める通知を受領後 15 日以内に当該違反の是正および当該違反に基

づく損害の賠償をしない場合

- (2) 支払停止もしくは支払不能となり、または、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき
 - (3) 振り出しまたは引き受けた手形または小切手が不渡りとなったとき
 - (4) 仮差押えもしくは仮処分の命令を受け、その効力が 15 日以上継続した場合、または差押えもしくは競売の申立てを受けたとき
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 解散したとき(合併による場合を除く。)、清算開始となったとき、または事業の全部(実質的に全部の場合を含む。)を第三者に譲渡したとき
 - (7) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
 - (8) 資産、信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
2. 加盟店に前項に掲げる事由の一つが発生した場合、加盟店の運営者に対する債務は当然に期限の利益を失い、加盟店は全ての債務を直ちに運営者に弁済しなければならないものとします。
 3. 本条第1項の解除権の行使は、第13条による損害賠償請求権を妨げないものとします。

第18条 準拠法および裁判管轄

本規約は日本国法に準じて解釈されるものとし、加盟店および運営者は、本サービスに関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意します。

第19条 規約の改定・付帯規約等

1. 運営者は、必要と判断した場合、加盟店の承諾を得ることなく、随時本規約を改定することがあります。加盟店は、運営者が本規約を随時改定すること、および、改定日以降、当該改定内容が本サービスの利用に適用されることを了承するものとします。
2. 運営者は、前項の改定にあたり、事前に書面(電子メールその他の電磁的な方法を含むものとします。)により改定後の本規約の内容、改定が適用される日時その他運営者が必要と判断する事項につき通知するものとします。ただし、本規約の改定に緊急の必要性があると運営者が判断した場合は事後の通知に代えることができるものとします。
3. 本サービスに関し、本規約とは別に「付帯規約」、「ガイドライン」、「ポリシー」等の名称で運営者が配布または本サイト上に掲載している文書(以下総称して「付帯規約等」といいます。)がある場合、加盟店は、付帯規約等の定めについても遵守するものとします。本規約と付帯規約等の定めが矛盾抵触する場合、付帯規約等の定めが優先するものとします。

以上